

証券コード 5801
平成 24 年 6 月 4 日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号
古河電気工業株式会社
取締役社長 柴田 光義

**第 190 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報のご案内**

当社第 190 回定時株主総会招集ご通知に際しまして、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、次の事項にかかる情報につきましては、法令および当社定款第 34 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.furukawa.co.jp>) への掲載によりご提供しておりますので、ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

**連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「個別注記表」**

以 上

(当社第190回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報)

第190期

連結計算書類の「連結注記表」 計算書類の「個別注記表」

古河電気工業株式会社

【目 次】

当社第190回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

連結計算書類の「連結注記表」・・・1頁～9頁

計算書類の「個別注記表」・・・・・・10頁～16頁

1頁から16頁に表示しております連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」にかかる情報は、法令および当社定款第34条に基づき、平成24年6月4日から、平成24年6月26日の当社第190回定時株主総会の日より3ヶ月を経過する日までの間、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.furukawa.co.jp>) に掲載いたします。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記】

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 116社

主要な連結子会社の名称

古河スカイ(株)、日本製造(株)、東京特殊電線(株)、古河電池(株)、FCM(株)、OFS Fitel,LLC等。

SIAM FURUKAWA CO.,LTD.、SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.、Permintex Furukawa Autoparts Malaysia Sdn.Bhd.、Furukawa Wiring Systems Mexico S.A. De C.V.、PT FURUKAWA ELECTRIC INDONESIA、古河電工企業管理（上海）有限公司、JIANGSU OFS HENGTONG OPTICAL TECHNOLOGY CO., LTD.、Furukawa-Sky Aluminum (Thailand) Co., Ltdはそれぞれ重要性が増したため、Metrocable Industria e Comércio Ltdaは持分を取得したため、当連結会計年度より連結子会社とした。東京特殊電線(株)、重慶長華汽車線束有限公司はそれぞれ持分の取得により、持分比率が上昇したため、持分法適用の範囲から除外し、当連結会計年度より連結子会社とした。

また、四国電線(株)は、売却により連結の範囲から除外している。古河電工（西安）光通信有限公司は持分の一部売却により持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法を適用し、連結の範囲から除外している。Furukawa Wiring Systems America Inc.は、American Furukawa Inc.との合併、OFS Brightwave Canada, Inc.は清算により、消滅した。

2. 非連結子会社

Furukawa Electric Institute of Technology Co., Ltd.等。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産・売上高・損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

II. 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用会社の数 19社

主要な持分法適用会社の名称

(株)ビスキャス、原子燃料工業(株)等。

華通古河（唐山）線纜有限公司は重要性が増したため、榮星電線工業股份有限公司、Tri-Arrows Aluminum Holding Inc.、Tri-Arrows Aluminum Inc.はそれぞれ持分を取得したため、当連結会計年度より持分法を適用した。古河電工（西安）光通信有限公司は持分の一部売却により持分比率が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法を適用した。

東京特殊電線(株)、重慶長華汽車線束有限公司はそれぞれ連結の範囲に含めたため、ADVANCED MICRO SENSOR,INC.は持分を売却したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。韶関市陽之光鋁箔有限公司は乳源東陽光精箔有限公司との合併により消滅した。

2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

雲南銅業古河有限公司等。

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、その損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

III. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券……………主に償却原価法

- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………主として移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 ……主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定率法と定額法による。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法による。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
5. 繰延資産の処理方法
- (1) 株式交付費……………支出時に全額費用として処理している。
 - (2) 社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。
6. 重要な引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
 - (3) 役員退職慰労引当金……………連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
 - (4) 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
 - (5) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル (PCB) の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
 - (6) 災害損失引当金……………東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。
なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップ……………借入金
為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
地金先物取引……………原材料、仕掛品
- (3) ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。
8. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。
9. のれんの償却に関する事項……………原則として5年間で均等償却を行っており、効果の発現する期間を合理的に見積ることが可能なものは、その見積り年数によっている。
10. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

IV. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

【会計方針の変更に関する注記】

当連結会計年度から、連結子会社である古河マグネットワイヤ(株)は、機械装置の減価償却方法を従来の定率法から定額法へと変更した。この変更は巻線事業の事業統合を契機に、機械装置の稼働状況等を見直した結果、巻線に対する将来の需要は安定的であることが見込まれること、当該機械装置も長期かつ安定的に使用されると見込まれること、さらには修繕費等の維持管理費用も過去実績を鑑みると安定的な発生が見込まれることから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施したものである。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ385百万円増加している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

現金及び預金	154百万円
建物及び構築物	4,449百万円
機械装置及び運搬具	3,093百万円
工具器具備品	269百万円
土地	5,637百万円
投資有価証券	703百万円
合計	14,306百万円

担保付債務は以下のとおりである。

短期借入金	3,460百万円
1年内償還予定の社債	223百万円
流動負債その他	370百万円
社債	198百万円
長期借入金	2,455百万円
固定負債その他	38百万円
合計	6,746百万円

2. 偶発債務

保証債務	15,936百万円
債権流動化に伴う買戻し義務	4,469百万円

3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理について

当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日満期手形は次のとおりである。

受取手形	2,827百万円
支払手形	2,126百万円

【連結損益計算書に関する注記】

連結損益計算書 特別損失その他には、東京特殊電線(株)の連結子会社化に伴う損失1,468百万円（既存の保有株式を第三者割当増資引き受け日の株価で再評価した際に生じた段階取得に係る利益1,793百万円、及び、財務体質改善を目的とした資本増強による連結子会社化のため、のれんの資産計上を行わなかったことによる損失3,262百万円）を含んでいる。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	706,669	—	—	706,669
合計	706,669	—	—	706,669
自己株式				
普通株式	581	9	—	590
合計	581	9	—	590

普通株式の自己株式の株式数の増減は、単元未満株式の買取請求による取得（5,879株）のほか、山崎金属産業(株)の保有する自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加（3,211株）による。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はない。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	1,765	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月2日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本割れのない安全な運用を行うことを基本とし、銀行等金融機関からの借入や社債発行により必要な資金を調達している。デリバティブ取引については投機目的では行わないものとしている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的な時価の把握を行っている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち長期借入金の一部は、金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用している。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内関連規程に従って行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	33,246	33,246	—
(2) 受取手形及び売掛金	221,998	221,998	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	212	214	2
②その他有価証券	39,832	39,832	—
③非連結子会社及び関連会社株式	6,627	6,525	△101
資産計	301,916	301,817	△99
(1) 支払手形及び買掛金	(122,000)	(122,000)	—
(2) 短期借入金	(141,857)	(141,857)	—
(3) 社債	(39,109)	(39,173)	△63
(4) 長期借入金	(144,253)	(146,635)	△2,381
負債計	(447,220)	(449,666)	△2,445
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(6)	(6)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	618	618	—
デリバティブ取引計	612	612	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」②参照）、円貨建売掛金とみて当該帳簿価額を以て時価としている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価の算定は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっている。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。一部の買掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」②参照）、円貨建買掛金とみて当該帳簿価額を以て時価としている。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債の時価の算定は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっている。）

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,138	—	△4	△4
	買建	653	—	△3	△3
合計		1,792	—	△8	△8

商品関連（時価の算定方法は、商品先物相場を使用している。）

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引	先物取引				
	売建	5,479	—	△4	△4
	買建	1,538	—	6	6
合計		7,018	—	1	1

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりである。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引					
	売建	売掛金	1,468	—	△26	先物為替相場によっている。
	買建	買掛金	6,220	—	391	
為替予約等の振当処理	為替予約取引					
	売建	売掛金	3,929	—	(*1)	
	買建	買掛金	590	—		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引					
	受取固定・支払変動	長期借入金	3,063	—	(*2)	
	支払固定・受取変動	長期借入金	77,703	47,915		
受取変動・支払変動	長期借入金	1,000	—			
原則的処理方法	地金先物取引					
	売建	原材料、仕掛品	966	—	93	地金先物相場によっている。
	買建	原材料、仕掛品	11,459	1,072	160	
合計			106,402	48,988	618	

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されるため、その時価は、当該売掛金及び当該買掛金の時価に含めて記載している(上記「資産」(2)及び「負債」(1)参照)。

(*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記「負債」(4)参照)。

(注2) 非上場株式(非連結子会社及び関連会社株式を含む)(連結貸借対照表計上額46,010百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」及び「(3)有価証券及び投資有価証券 ③非連結子会社及び関連会社株式」には含めていない。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他地域において賃貸可能な土地やオフィスビル等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
20,001	38,952

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)及び一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に基づく金額等である。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 204円93銭
2. 1株当たり当期純損失 15円75銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はない。

【その他の注記】

(追加情報)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

2. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となる。また、欠損金の繰越控除制度が改正され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることとなった。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の純額は2,483百万円減少し、当連結会計年度に計上する法人税等調整額は3,371百万円増加している。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券……………償却原価法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 ……総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

- ① 建物（建物附属設備を除く）
定額法
- ② 建物（建物附属設備を除く）以外
定率法。但し、千葉事業所銅線工場、三重事業所銅線工場・伸銅工場、銅管事業部、日光事業所、銅箔事業部は定額法による。

(2) 無形固定資産

定額法

(3) 長期前払費用

均等償却

(4) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理する。
- (3) 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
- (4) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

- (5) 災害損失引当金……………東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
7. 収益の計上基準
 工事契約に係る認識基準は、平成21年4月1日以降に着手した工事契約で、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主に原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
8. リース取引の処理方法
 リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。
9. ヘッジ会計の方法
 (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 金利スワップ……………借入金
 為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
 地金先物取引……………原材料
- (3) ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。
10. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。
11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	300,527百万円
2. 保証債務 (うち当社負担分)	33,625百万円 30,654百万円)
3. 債権流動化に伴う買戻し義務	4,520百万円
4. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	68,465百万円
長期金銭債権	527百万円
5. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	53,228百万円
長期金銭債務	17百万円
6. 退職給付債務	
a.退職給付債務	△54,466百万円
b.年金資産	20,094百万円
c.未積立退職給付債務 (a + b)	△34,371百万円
d.未認識数理計算上の差異	8,868百万円
e.退職給付引当金 (c + d)	△25,503百万円
7. 期末日満期手形の会計処理について	
当期の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当期末日満期手形は次のとおりである。	
受取手形	234百万円
支払手形	20百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高の総額	
関係会社に対する売上高	152,358百万円
関係会社からの仕入高等	204,934百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	14,479百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	438,730株	5,879株	一株	444,609株

(注) 当期における増加は、単元未満株式の買取請求による取得 (5,879株) である。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,600百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,438百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	9,335百万円
関係会社株式評価損	13,086百万円
固定資産の減損損失	529百万円
税務上の繰越欠損金	46,143百万円
その他	10,853百万円
繰延税金資産小計	82,985百万円
評価性引当額	△68,169百万円
繰延税金資産合計	14,816百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,984百万円
その他	△4,067百万円
繰延税金負債合計	△10,051百万円
繰延税金資産の純額	4,764百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している資産として、OA機器、試験測定装置等がある。

【関連当事者との取引】

(1) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	古河A S(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造	製品の購入	64,557	買掛金	7,803
				受取配当	2,199	—	—
	古河マグネットワイヤ(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、当社が同社製品を販売	製品の購入	45,247	買掛金	5,211
	古河産業(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	35,657	売掛金	12,847
	古河電工産業電線(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、当社が同社製品を販売	製品の販売	11,736	売掛金	4,754
	古河エレコム(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	13,177	売掛金	6,846
	Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給	受取配当	1,609	—	—
	ミハル通信(株)	(所有) 直接 100.0	当社より原材料を供給、当社が同社製品を販売	受取配当	2,723	—	—
子会社	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)	(所有) 直接 100.0	当社及び国内関係会社の貸付等の財務支援及びファクタリング	ファクタリング取引	45,278	買掛金	17,459
				グループファイナンス取引	4,500	短期借入金	4,500
関連会社	(株)ピスカス	(所有) 直接 50.0	当社より原材料を供給	債務保証	6,254	—	—

(注) 1. 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定している。

2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定している。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 153円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 13円35銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はない。

【その他の注記】

(追加情報)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

2. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となる。また、欠損金の繰越控除制度が改正され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることとなった。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の純額は1,467百万円減少し、当事業年度に計上する法人税等調整額は2,333百万円増加している。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した植物
油インキを使用してい
ます。